

鹿市医第5号  
令和6年4月2日

医療施設長 様

鹿児島市医師会  
会長 上ノ町 仁

### 特例臨時接種終了に伴う新型コロナワクチンの取扱い等について（お知らせ）

標記の件について、日本医師会から鹿児島県医師会を通じて周知依頼がありましたので、お知らせいたします。

本件は、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種について、特例臨時接種としては本年3月31日をもって終了し、本年4月1日以降は定期接種とする予定となっていることに伴い、特例臨時接種に係るワクチン並びに接種に使用するシリンジ、注射針及び生理食塩水（シリンジ等）の取扱い等について、周知を行うものです。

つきましては、下記の概要をご参照のうえ、ご対応くださいますようお願い申し上げます。

#### 記

○接種施設は、原則として、本年3月31日までの間は引き続き新型コロナワクチンを保管した後、本年4月1日以降は使用せず、有効期限の到来前であっても都道府県及び市区町村において適切に廃棄すること。

- ・都道府県及び市区町村において、新型コロナワクチンの特例臨時接種が適切に実施されることを前提として、本年3月31日までの間であっても、使用が見込まれないワクチンを廃棄することは妨げないこと。
- ・接種実施医療機関等においてワクチンを廃棄することは差し支えないが、保管しているワクチンの廃棄量（本年3月31日までに廃棄するもの）及び廃棄見込み量（本年4月1日以降に廃棄するもの）を市区町村から送付される調査票に記入し、提出すること。
- ・廃棄するまでの間、ファイザー及びモデルナ社製のオミクロンXBB.1.5対応1価ワクチンは、保管可能な期間等に留意の上、接種への使用が可能な状態であれば、都道府県及び市区町村の責任のもと、冷凍保存から2～8℃の温度帯での保存へ移行することは差し支えないこと。

○国から譲渡された接種に使用するシリンジ等は、新型コロナワクチンの特例臨時接種が適切に実施されることを前提として、都道府県及び市区町村の条例等に基づき、本年3月31日までの間であっても譲渡、売却、廃棄等の処分を実施しても差し支えなく、医療機関への譲渡等、可能な限り有効活用をすること。

- 特例臨時接種におけるワクチン及び国から譲渡された接種に使用するシリンジ等の廃棄に係る費用は、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業の「コロナワクチン接種に特異に必要となる経費に該当する経費」の対象となること。
- 本年4月1日以降について、医療機関等が新型コロナワクチン接種を実施する場合は、インフルエンザワクチン等と同様に、卸売業者等から購入したワクチンを使用し、特例臨時接種実施のため国から供給されたワクチンは、例外なく接種に使用せず、必ず廃棄すること。
- 本年4月1日以降の新型コロナワクチン接種に使用するシリンジ等・冷凍庫・保冷バッグは、医療機関等において調達すること。

参照：日本医師会文書管理システム（会員向け文書管理システム）

課発番	担当課	発信日	文書名
第 2198 号	健Ⅱ	2024/3/15	<a href="#">特例臨時接種終了に伴う新型コロナワクチンの取扱い等について</a>